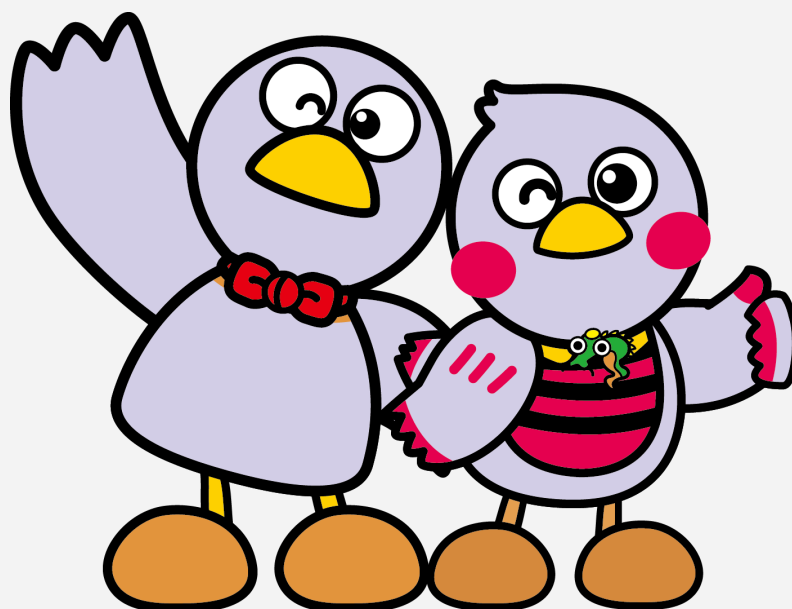


埼玉県父母負担軽減事業 補助金のお知らせ

< 県内私立小・中学校用 >



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

次の3つの要件を満たした方が補助を受けることができます

生徒・保護者※がともに
埼玉県内に在住

埼玉県が認可した
私立小・中学校に在学

家計急変世帯である

※ 「保護者」は原則生徒の親権者ですが、親権者が不在の場合など例外もあります。詳しくは在籍する学校へお問い合わせください。

◎ 申請は学校の案内に従い、指定された学校の窓口に書類を提出してください。

補助額（年額）

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

授業料補助額

200,000円

- ※ 家計急変事由が発生した月から月割りで支給されます。
- ※ 再就職や養子縁組等があったなど家計急変事由が解消した場合は、それ以降は家計急変世帯としての補助対象外になるため、学校に申し出てください。
- ※ 実際に負担する授業料が補助金より少ない場合、負担する金額が補助額の上限となります。
- ※ なお、「私立中学校等修学支援実証事業補助金」を受給する場合の補助額は、200,000円から「私立中学校等修学支援実証事業補助金」受給額を差し引いた額となります。

家計急変世帯の要件

以下のA又はBの要件を満たした場合、家計急変世帯として補助を受給できます。

	要件
A	以下の1～3のすべてを満たしている 1 保護者のうち、令和元年の所得の多い方が、失職・死亡・離婚等に該当している 2 失職・死亡・離婚等が次の期間内に発生している 失職・・・令和元年12月31日～令和2年12月30日 死亡・離婚等・・・令和2年1月1日～令和2年12月31日 3 保護者のうち令和元年中の所得の少ない方の令和2年度市町村民税から計算した判定額が下記の所得基準に該当している
B	次の1または2を満たす 1 令和2年1月～令和2年12月の年間の世帯所得が、平成31年1月～令和元年12月の1年間と比較して半分以下に減少した 2 令和元年中の所得の多い方の保護者について、令和2年1月～令和2年12月の年間の所得が、平成31年1月～令和元年12月の1年間と比較して半分以下に減少した ※ 1または2のいずれの場合も、令和2年1月～令和2年12月の年間所得をもとに算出した、保護者全員の判定額の合計が下記の所得基準に該当するなど、一定の要件があります。

所得基準

判定に用いる所得基準（次頁参照）は以下のとおりです。

所得基準	目安年収
保護者全員の判定額の合計が 212,700円未満	約720万円未満

所得要件の判定額

所得要件の判定には、課税所得等を基に以下のとおり算出した金額を用います。

① 保護者ごとの所得要件の判定額を次のとおり算出します。

$$\text{【判定額】} = \text{【市町村民税の課税標準の額】} \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額※】}$$

※ 課税証明書に調整控除の額の記載がない場合があります。(P4 Q2を参照)

※ 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額を使用します。

② 保護者が2人いる場合は、2人分の判定額を合算します。

課税証明書での確認方法

令和2年度課税証明書							
賦課期日現在の住所及び氏名	令和元年分の所得の内容		所得控除の内容		令和2年度市・県民税		
所得の種類	給与収入	社会保険料控除	市	所得割	均等割		
	公的年金等収入	生命保険料控除	市	均等割	合計		
	給与所得 (以下余白)	配偶者控除	県	所得割	均等割	合計	
		配偶者特別控除	県	均等割	合計		
		扶養控除	市	合計	年税額		
		基礎控除 (以下余白)	市	令和2年度課税標準額	総所得分	分離課税分	
			市	控除対象配偶者	一般	普通障害	
			市	扶養等の内訳	特定	特別障害	
			市	老人	年少		
	所得の合計	繰越控除					

※ 審査には市町村民税の令和2年度課税分の課税標準及び調整控除の額を用います。

※ 市町村により、証明書の名称や様式が異なります。また、調整控除の額の記載が無い場合があります。

※ 収入が給与のみの場合、勤務先から配布される「特別徴収税額決定通知書」にも課税標準額の記載があります。

提出書類

補助金の申請には以下の書類を提出してください。

	提出書類	対象世帯
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	全世帯
2	世帯 <u>全員</u> の住民票（続柄が記載されたもの） ※ マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
3	保護者（親権者） <u>全員</u> の個人番号カード（写）等貼付台紙	全世帯
4	戸籍謄本などその他必要と認められる書類	該当する家計急変事由によって必要書類が異なりますので、詳細は学校にお問い合わせください。

※ 申請書類は、学校からの案内に従い、指定された窓口提出してください。

※ 個人番号を利用して取得した個人情報については、本事業の実施にのみ利用し、保管にあたっては適切な処置を講じます。

補助金の支給時期・支給方法について

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通りの学校に確認してください。

なお、補助金の支給方法は主に以下の2通りです。

- ・還付：決定された補助金分の授業料等をご家庭にお返しする
- ・相殺：決定された補助金分を未納（又は将来分）の授業料等に充てる

よくあるご質問

Q1 申請はどのように行いますか

A1 すべての学校を通じて行います。まずは、学校に申請したい旨を御相談いただき、案内に従って書類を提出してください。また、申請書類の提出期限も学校によって異なります。

Q2 課税証明書以外に、課税標準や調整控除の額が確認できる書類はありますか？

A2 保護者等の収入が給与所得のみの場合は、勤務先の会社から配布される住民税の「特別徴収税額決定通知書」で課税標準額を確認できます。自営業などの場合は、市区町村から発行される「納税通知書」で課税標準額、調整控除額を確認できます。また、「マイナポータル」でも確認できます。（サイトの利用には、マイナンバーカードが必要です。）

Q3 税務署や市役所に収入の申告をしていませんが、申請できますか？

A3 収入の申告をしていない場合、マイナンバーを利用した地方税関係情報の確認ができません。個人事業主で確定申告が必要な場合や給与収入のみであっても勤務先で年末調整していない場合等については、収入がない場合も含め、補助金の申請前に申告を行ってください。

本事業に関するお問い合わせ



申請に関することは、各学校へお問い合わせください
制度に関するお問い合わせ先
埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」
TEL：048-830-2725
（平日：午前8：30～午後5：15）
※7/15～11/26の期間は、048-789-6200
におかけください



その他よくあるお問い合わせはこちらへ

埼玉県 授業料軽減 検索

埼玉県総務部学事課